

議会専用自動車賃貸借契約書（案）

- 1 件 名 ：議会専用自動車賃貸借契約
- 2 車名・形式：
- 3 契約期間：令和2年 月 日～令和7年3月31日まで
（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）
- 4 賃貸借期間：令和2年6月1日～令和7年3月31日まで
- 5 納車場所：浦添市安波茶1丁目1番1号
- 6 契約金額：月額 円
（うち消費税及び地方消費税の額 円）
- 7 契約保証金：浦添市契約規則第6条による。

上記の賃貸借契約について浦添市長 松本哲治（以下「賃借人」という。）は、〇〇〇〇〇〇（以下「賃貸人」という。）と次の条項により、賃貸借契約を締結する。この契約の締結を証するために本書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年 月 日

賃借人 住 所 浦添市安波茶1丁目1番1号
商号又は名称 浦添市
氏 名 浦添市長 松本 哲治

賃貸人 住 所
商号又は名称
氏 名

(目的)

第1条 賃貸人は、前記の車名、型式等記載の車を賃借人と契約することを約し、賃借人はこれを借り受ける。

(車両の引き渡し)

第2条 賃貸人は、道路運送法に基づく貸渡許可取得後、契約車両（以下「車両」という。）を賃借人に引き渡すものとする。

2 賃貸人は、この車両を契約書で定める日までに賃貸人の負担で納車し、使用可能な状態に調整したうえ、賃貸借期間の開始日（以下「使用開始日」という。）から賃借人の使用に供しなければならない。

3 賃借人は、納車に先立ち又は納車に際して、必要があるときは立会いをし、指示その他の方法により、賃貸人の履行状況を監督するものとする。

4 賃借人は、検収終了後、借受書を賃貸人に提出するものとする。

(使用開始日の延期等)

第3条 賃借人は、賃貸人の攻めに帰す理由により使用開始日までに車両の納車を完了することができない場合において、使用開始日後相当の期間内にこの車両を納車する見込みがあると認める場合は、賃借人は賃貸人から遅延違約金を徴取して使用開始日を延期することができる。

2 前項の遅延違約金の額は、使用開始日の翌日から車両を納車した日までの日数に応じ契約金額につき、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を徴取する。

3 前項における延滞違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数は参入しない。

(賃借料の支払い)

第4条 賃貸人は、この車両を賃借人が使用した月（以下「当該月」という。）の経過後、適法な請求により賃借料を賃借人に請求するものとする。

2 前項の賃借料の請求の計算は、月の初日から末日までの1月分として計算するものとする。

3 賃借人は第1項の規定により賃貸人から請求があった場合は、賃貸人の履行状況を確認のうえ、その請求を受理した日から30日以内に第1項に定める賃借料を賃貸人に支払うものとする。

4 賃貸人は、賃借人の攻めに帰すべき事由により、第1項の規定による賃借人の賃借料の支払いが遅れた場合において、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息を請求することができる。

(権利義務の譲渡の制限)

第5条 賃貸人は、この契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、又は承継させ

てはならない。ただし、あらかじめ書面によって賃借人の承諾を得た場合はこの限りではない。

(一括再委託等の禁止)

第6条 賃貸人は、用務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委託し、もしくは請け負わせてはならない。

(メンテナンスサービス等の実施方法)

第7条 賃借人は、メンテナンスサービス、その他修理を依頼する場合、事前に賃貸人と調整して賃貸人の指示に従うものとする。

(車両の保管)

第8条 賃借人は、善良な管理者の注意をもって車両を補完し、それに要する費用を負担する。

(保険契約)

第9条 賃借人は任意保険（対人、対物等）については、賃借人の指示する保険会社と契約することができる。

(報告義務)

第10条 賃借人は、次の事実は生じたとき、直ちに賃貸人に報告するものとする。

- (1) 車両の盗難、紛失、又は破損したとき。
- (2) 車両の保管、又は使用により第三者に損害を与えたとき。

(代替品の提供)

第11条 賃貸人は、車両が使用不可能となった場合において、速やかな回復が困難であるときは、賃借人の業務に支障をきたさないよう、車両と同等の車両を賃貸人の負担により提供するものとする、ただし、賃借人の責めに帰すべき理由により使用不可能となった場合はこの限りではない。

(車両の滅失等)

第12条 車両が盗難にあい、もしくは滅失し、又は修理不能の損害を受けた場合、賃借人は、賃貸人に対して損害金を支払うものとする。損害金については、賃貸人賃借人協議で決めるものとする。

(保険事故処理)

第13条 車両に保険事故処理が生じた場合は、賃借人は速やかに賃貸人に報告するとともに次の事項を厳守するものとする。

- (1) 法令及び保険約款に定められた処置をとること。
- (2) 事故に関しては、第三者との間で不利益になる協定をしないこと。

2 賃借人は、保険事故については自主的に解決を図るものとし、賃貸人は、解決に全面的に協力するものとする。

(裁判管轄)

第14条 この契約に関して紛争が生じた場合には、那覇地方裁判所を管轄裁判所とする。

(契約の解除)

第 15 条 賃借人は賃貸人が本契約の目的を達成することが困難と認められるときは本契約を解除することができる。

2 賃借人は、賃貸人が次の各号に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等の（個人、法人または団体という。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員または支店もしくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他営業に実質的に関与している者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員（「同胞代 2 条第 6 に規定する暴力団員をいう。」）であるとき。

(2) 役員等が自己、自社、もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき。

(4) 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(予算の減額又は削除に伴う特約)

第 16 条 この契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 に基づく長期継続契約であるため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る賃借人の歳入歳出予算において減額又は削除があった場合、賃借人は、この契約を変更し、又は解除することができる。

(契約履行上の協議)

第 17 条 この契約に定めのない事項が生じたとき、又はこの契約に定める事項について、疑義が生じた場合には、賃借人賃貸人協議の上定めるものとする。

